

# 関西大学体育会バスケットボール部千陵会会則

## 第1章 総 則

第1条 当会は、関西大学体育会バスケットボール部千陵会と称する。

第2条 当会は、関西大学体育会バスケットボール部の現役強化並びに千陵会の隆盛をはかり、会員相互の親睦を深め、現役学生活動、社会活動に寄与することをもって、その目的とする。

第3条 当会は、その目的を達するために、次の事項を行う。

1. 現役支援活動（現役体制創りへの助言、現役活動行事の支援・応援、リクルーティング活動の支援、現役との定期懇談会）
2. 会員相互活動（千陵会総会、法要行事、他大学・関連団体との連携・交流）
3. 関西大学支援活動（大学執行部との交流、大学認可団体との交流）
4. 社会活動（バスケットボール教室等の開催、地域のミニバスケットボール活動に対する支援）
5. その他当会の目的を達するために必要な事項（監督他スタッフへのサポート、現役通信等の情報発信、会員名簿の発行）

## 第2章 会 員

第4条 会員は、次の資格を有するものとする。

1. 関西大学体育会バスケットボール部のOB・OGである者
2. 上記1項に準ずる者（バスケットボール部に在籍した者）
3. 関西大学体育会バスケットボール部に携わり功績があった者
4. 役員会の承認を得た者

第5条 会員は、次の諸費を会費として原則納めなければならない。

1. 会員年会費 10,000円 (卒業後10年間は5,000円)
2. 行事参加費 (参加者・賛同者)
3. 特別事案・事項に対する寄付金 (参加者・賛同者)
4. 千陵会会員登録費 10,000円 (卒業時1回)
5. 体育OB・OG会登録費 10,000円 (卒業時1回)

### 第3章 役員

第6条 当会は、次の役員を置く。

1. 名誉会長 : 1名
2. 会長 : 1名
3. 副会長 : 若干名
4. 監査 : 若干名
5. 幹事長 : 1名
6. 副幹事長 : 若干名

第7条 当会は次の運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- ◇総務委員会（千陵会運営統括、年間行事等の編成運営、その他庶務業務）
- ◇企画・広報委員会（各種イベントの企画・実施、千陵会情報の発信、現役情報の発信、ホームページの管理運営、通信書物の作成発信並びに報道）
- ◇財務委員会（OB・OG会費の徴収、財源の確保、会計決算の確立、年度予算の作成）
- ◇現役支援委員会（現役の要望等の窓口）
- ◇関東方面担当委員会（関東方面在住のOB・OGへの連絡等の窓口）
- ◇100周年実行員会（2028年の創部100周年記念式典に向けた準備、実行）

第8条 会長は、総会において選出される。副会長は、会長の推薦により選出し会員に報告するものとする。

第9条 監査、幹事長、副幹事長及び委員会に所属する役員（以下「運営委員」という）は、会長及び副会長が協議の上会長が委嘱する。

第10条 会長は、会務を統括し、総会または役員会を招集して議長となる。副会長は、会長を補佐し会長に支障ある時は、これを代理する。

第11条 監査、幹事長、副幹事長及び運営委員は、当会運営を円滑にするため会員相互の連絡に当たるものとする。

第12条 役員は、役員会を組織し当会の運営に当たる。

第13条 役員の任期は、原則3ヵ年（4月1日より）とし、65歳をもって退任する。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 総 会

第14条 定時総会は、毎年これを開催する。

第15条 次の事項は定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。

1. 事業報告並びに事業計画
2. 前年度収支決算

第16条 総会の決議は、出席会員の過半数でこれを定める。可否同数のときは議長がこれを決する

## 第 5 章 会 計

第17条 当会の経費は、年会費、その他収入をもってこれに充当する。

第18条 当会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日を持って終わる。

## 第 6 章 変更及び解散・退会

第19条 本会則は、総会において出席者 3 分の 2 以上の同意が無ければ変更することができない。

第20条 当会の解散は、役員会の決議により総会に提案し、出席者 3 分の 2 以上の表決をもってこれを決する。

残余資産の処分その他必要な事項は、総会において定める。

第21条 当会の会員が、会費の滞納また会員として不適当と思われる場合は役員会の決議により退会させることができる。

## 第 7 章 表 彰

第22条 関西大学体育会バスケットボール部に特に貢献をした会員等に対し表彰する。但し、表彰する会員等及び内容については、役員会の決議により総会に提案し、出席者の全会一致で決定するものとする。

改訂：2023 年 4 月 1 日

改訂：2024 年 4 月 1 日

改訂：2025 年 4 月 1 日

関西大学体育会バスケットボール部千陵会会則（内規）

- （１）役員会は、原則月に１度開催するものとする。
- （２）役員会に出席した役員またはＯＢ・ＯＧに対し、１回あたり１,０００円（交通費相当額）を支給する。
- （３）体育ＯＢ・ＯＧ会、他部および他大学等の行事に参加した役員に対し、一行事あたり１,０００円（交通費相当額）を支給する。
- （４）（３）に記載の行事に要する参加費用は、千陵会会費にて賄う。但し、役員会の承認を得るものとする。
- （５）他部または他大学との交流等における諸費用（食事代等）について、相応分を支給する。但し、会長の承認を得るものとする。
- （６）現役等に対する支援（現物支給、費用負担）については、緊急を要する場合を除き、役員会の承認を得るものとする。
- （７）千陵会の諸活動において、役員が負担した諸費用については、相応分を支給する。但し役員会の承認を得るものとする。
- （８）会員の死去においては、会長名にて弔電をおこなう。ただし、千陵会組織図に記載の者の死去においては、原則会長名にて供花もおこなう。
- （９）会員の結婚においては、会長名にて祝電をおこなう。但し、初婚に限定する。
- （１０）上記に含まれない案件が発生した場合には、その都度役員会に図り実行するものとする。

制定：２０２３年４月１日

改訂：２０２５年４月１日

## 関西大学体育会バスケットボール部千陵会会則（附則・供養塔）

### 第一条 供養塔の建立

佐藤耕一氏（Ｓ３４年卒・ヒューマンホールディングス創設者）のご厚意により、平成１４年１１月、嵐山天龍寺の地に建立。

### 第二条 建立の主旨

ＯＢ・ＯＧ諸氏皆が、故人のご冥福を祈り、関西大学体育会バスケットボール部の伝統が未来永劫引き継がれていくことを目的として建立。

### 第三条 会費

千陵会会員登録費（１万円）をもって終身会費とする。

### 第四条 法要

原則年に一度物故者の法要をおこなう。

### 第五条 供養塔の維持・管理

千陵会の供養塔担当役員を中心に会員他において担う。

### 第六条 会計

上記役員が会計を担当し、総会時に会計報告書を提出のうえ承認を得る。

制定：２０２４年４月１日

改訂：２０２５年４月１日